

県外で妊婦健診・産婦健診を受診される方へ

里帰り出産などで、三重県外の医療機関などで受診した妊婦一般健康診査と産婦健康診査の費用について、その一部を助成します。

妊婦一般健康診査県外受診助成金

【対象の健康診査】

県外の医療機関などで受診した妊婦一般健康診査

※費用は、受診された医療機関などで一旦全額の支払いが必要です。

【対象者】

健診受診日に多気町に住民登録があり、母子保健のしおりの交付を受けている方

【助成回数】

1回の妊娠につき14回以内

※県内の医療機関などで妊婦一般健康診査票を使用して受診した場合は、その回数を差し引いた回数です。

【助成額】

三重県内の医療機関などに委託する健康診査（保険診療外の妊婦健康診査適用分）の契約単価を上限として助成します。なお、母子保健のしおりの発行年度によって助成額が異なりますので、下記でご確認ください。なお、結果票の記入について、記入のための自己負担がない場合は、医師に記入をお願いしてください。

※受診費用が契約単価に満たない場合は、受診費用と同額です。

母子保健のしおりの発行年度が令和7年度の方

受診券	1回	6回	8回	11回	2～5回、 7・9回	10回、12 ～14回
医療機関	23,910円	17,830円	7,610円	13,270円	各5,180円	各5,080円
助産所	-	-	-	-	各5,180円	各5,180円

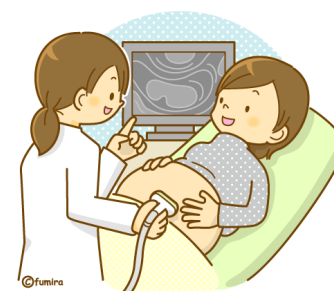
母子保健のしおりの発行年度が令和8年度の方

受診券	1回	6回	8回	11回	2～5回、 7、9回	10回、 12～14回
医療機関	24,050円	17,850円	7,630円	13,370円	各5,280円	各5,100円
助産所	-	-	-	-	各5,280円	各5,100円

【申請について】

健診の最終受診日から6か月以内に、こども課こども未来係まで申請してください。

また、申請時には、医療機関の領収書、妊婦一般健康診査票（母子保健のしおり）が必要になりますので必ず残しておきましょう。



産婦健康診査県外受診助成金

【対象の健康診査】

県外（国内）の医療機関などで受診した産婦健康診査で、「産婦健康診査結果票」に記載されている健診内容で受診したもの

※エジンバラ産後うつ病質問票の判定がない場合は助成できません。

※産婦健康診査結果票の項目以外の検査や治療、投薬、赤ちゃんの健診は助成の対象外です。

※費用は、受診された医療機関などで一旦全額の支払いが必要です。

【対象者】

健診受診日に多気町に住民登録があり、母子保健のしおりの交付を受けている方

【助成回数】

1 回の出産につき 2 回以内

（1 回目：産後約 2 週間、2 回目：産後約 1 カ月）

【助成額】

助成金額 1 回につき 5,000 円

※健診費用が 5,000 円に満たない場合は、健診費用と同額です。

【申請について】

1. 受診時、産婦健康診査結果票を持参し、記入していただくよう各自で受診予定の病院に依頼してください。
2. 産婦健康診査の費用が明記された領収書を医療機関でもらう。記載がない場合は、診療明細書を添付してもらう。
3. 最終受診日から 6 か月以内に、こども課こども未来係まで下記の必要書類を準備の上、申請してください。
 - ・多気町産婦健康診査費補助金交付申請書兼請求書（窓口にあります）
 - ・受診料に係る領収書または領収書の写し
 - ・産婦健康診査結果票
 - ・振込先口座のわかるもの

申請先・問い合わせ先
多気町 こども課 こども未来係
Tel.0598-38-1154

